

報道関係者 各位

令和5年6月23日発表
【照会先】
職業安定部 職業安定課
課長 岡村 克則
課長補佐 大曲 秀美
(代表電話)092 (434) 9801
(直通電話)092 (434) 9803

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 に係る不正受給事案の公表について

福岡労働局（局長：安達 栄）は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「給付金」という。）を不正に受給した事案について、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和2年6月12日厚生労働省令第125号。以下「臨時特例法施行規則」という。）第5条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 事業主名等

- （1）事業所名：A I Fカンパニー株式会社
- （2）代表取締役：越智 一久（おち かずひさ）
- （3）所在地：福岡県飯塚市柏の森153-5
- （4）事業内容：飲食業

2 事案の概要

A I Fカンパニー株式会社の代表取締役越智一久は、労働者や知人等に、虚偽の説明を行い、架空雇用・架空休業・休業前賃金の水増しした書類を作成するなどして申請書類を作成・申請し、給付金を不正に受給したものです。

3 被害額

給付金の総額は、11,099,767円。※支給対象者9名分

4 返還及び納付命令

福岡労働局は、当該不正受給事案について、厳正に対処するため、越智一久に対し、受給した給付金（11,099,767円）のほか、損害賠償金（11,099,767円）を上乗せして、総額22,199,534円（延滞金を除く）の返還・納付を命じています（臨時特例法施行規則第4条）。